

ファンの皆様へ

「小笠原まさや」に関する都条例違反事件に関する報告
及び芸能活動停止に関するお知らせ

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー

平成21年5月1日

本年4月13日（月）、弊社所属のタレント「小笠原まさや」が、東京都青少年の健全な育成に関する条例違反（同法第18条の6）の疑いで逮捕されていた事件についてご報告申し上げます。

本件事件は、小笠原において、平成20年6月ごろ、自宅において、合意のうえ、当時16歳の少女と性交渉を行ったという事件であります。小笠原は、上記事件について自らの罪を認めており、平成21年5月1日付で東京地方裁判所立川支部の略式命令（罰金30万円）の処罰を受け、釈放されております。

小笠原本人は、本件事件を真摯に受け止め反省しておりますが、本件のごとき行為は、社会人として許される行為ではなく、弊社として、小笠原について、無期限謹慎処分とすることといたしましたので、ご報告いたします。

なお、小笠原本人は、一切の芸能活動を停止して今後の人生を見つめ直したいとの希望を有しており、現時点において、芸能活動再開の予定はありません。